

都道府県医師会産業保健担当理事 殿

日本医師会常任理事
神村 裕子
(公印省略)

日本医師会認定産業医制度実施にあたっての留意事項—その 40—
更新の特例措置対象者の修得単位の取り扱いについて

平素、認定産業医制度推進のために種々ご高配をいただき、ありがとうございます。

現在のコロナ下において、研修会の中止や受講者数制限等により研修会への参加や認定証更新のための単位修得が困難な状況が続いていることから、認定証記載の有効期限が平成 32 年（2020 年）2 月以降の認定産業医については、単位を充足できずに有効期間満了後であっても認定産業医とみなして、認定産業医としての活動を認めています。【(R3. 3. 11 付健 I 259「留意事項—その 38—」】

現在、更新必要単位を修得した時点での申請をお願いしておりますが、参加研修会によっては必要単位以上を修得する場合がございます。今後、希望する場合は、更新必要単位以上の修得単位については、次回更新に向けての単位として取り扱うことを可能といたしました。

また、本取り扱いによる更新認定申請にあたっては、下記の点に留意して申請をいただくよう、有効期限が平成 32 年（2020 年）2 月以降の認定産業医への周知方につきまして、貴職の特段のご高配をお願いいたします。

なお、留学や疾病等に伴う取り扱いにつきましては、対象外となりますので、別途ご相談ください。

記

●特例措置による更新をこれから行う場合（図 1）と既に行った場合（図 2）に応じ、対応してください。後者については、更新必要単位以上の単位数を以て、既に更新手続き済みで、過剰分を次回更新申請に充てることを希望する場合は、旧手帳を併せて提出すること。その際に、対象となる単位証明（シール、Web 研修会修了証）については、付箋等を使い、任意の方法で明確に示すこと。

※ **対象となる単位の証明が明確でない場合、本取り扱いの対象とはなりません。**

●特例措置の単位を除き、有効期間内に修得していない単位は更新の単位とはなりません。（図 3 参照）

●2 回分の同時申請は認められません。更新申請は必要単位を修得した時点で、都度速やかに行ってください。

以上

＜有効期限が過ぎている期間の単位修得を行い、これから特例措置の更新を行う場合＞

【例】 有効期間①の間の修得が 18単位、 R3.10.10の講習会にて 6単位 を修得した認定産業医の場合



1. R3.10.10に修得した6単位のうち **2単位** と、修得済みの18単位の合計 20単位で **有効期間①**の単位が充足。
 (有効期間①の手帳に貼付される単位シールは合計20単位)
 この時点で、一旦更新手続きを行い、有効期間②の認定証を修得すること。
2. R3.10.10に修得した6単位のうち **4単位**は **有効期間②**での修得単位として取り扱う。
 (有効期間②の手帳に、R3.10.10修得の6単位のうち **4単位** のシールを貼付)

<既に特例措置で更新済みだが、申請時に 20単位以上 で更新している場合>

【例】 有効期間①の間での修得が 18単位、R3.6.30の講習会にて 6単位 を修得した認定産業医の場合



1. R3.6.30に修得した **6単位** と、修得済みの18単位の合計 24単位で **有効期間①**の単位が充足したため、更新申請 (**有効期間①**の手帳に貼付されている単位は計24単位) し、**有効期間②**の認定証を取得した。

2. R8.1.27に**有効期間③**の認定証取得申請を行う。

申請にあたっては、**有効期間②**の手帳と**有効期間①**の手帳 (対象単位を付箋等で明確にすること) を提出する。

※ R3.6.30に修得した単位で、**有効期間②**の充足分として利用できるのは **有効期間①**の過剰分 (**4単位**) のみ。

※ **有効期間①**と**有効期間②**ともに、更新1単位、実地1単位、専門1単位を充足しているか、確認すること。

図3

